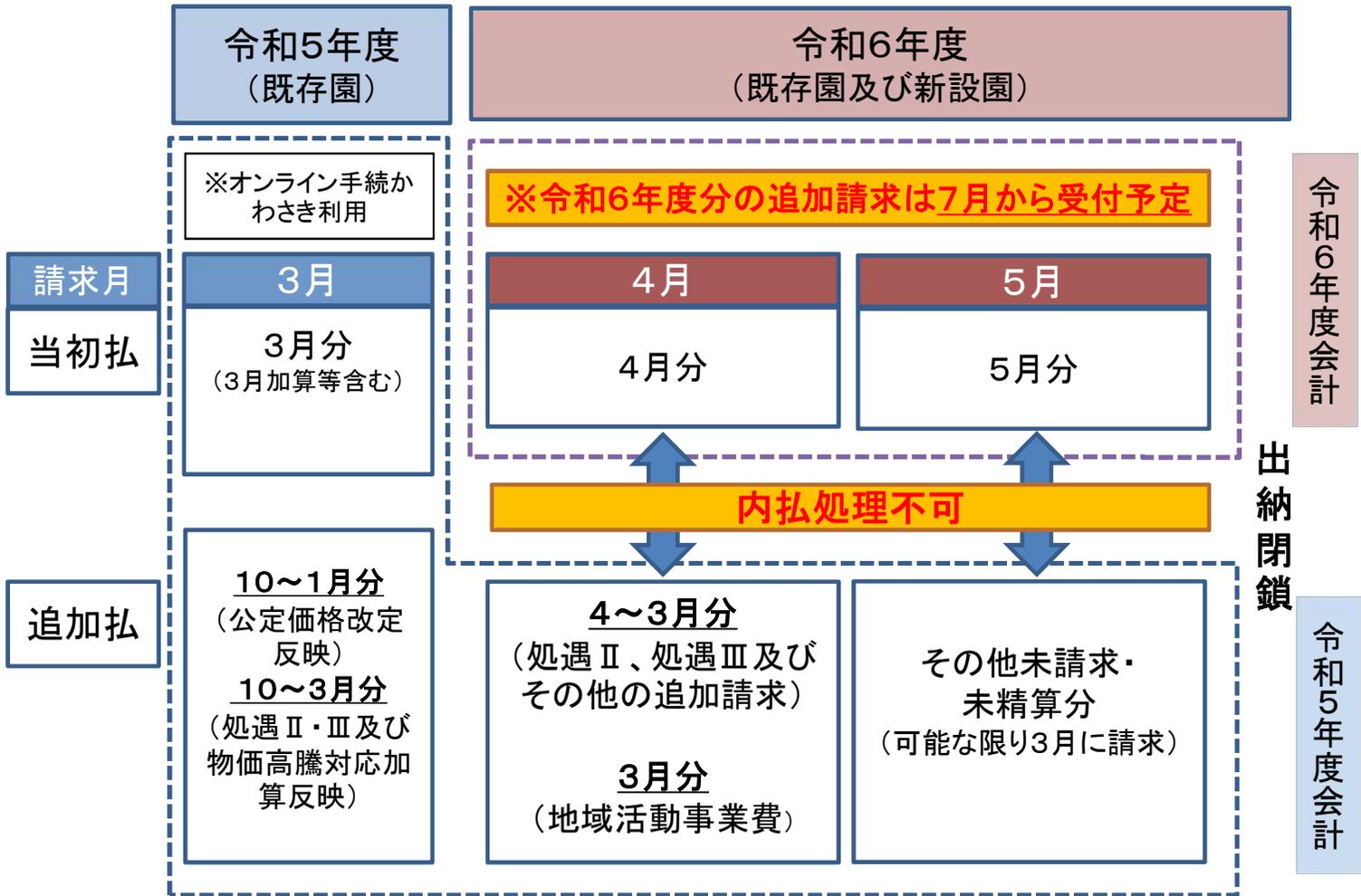


令和5年度末及び令和6年度の給付費等の請求方法について



令和5年度子どものための教育・保育給付費等の実績報告について

資料1-2

下記の表に該当する加算の支給を受けている施設は、所定の報告様式を用いて実績報告を行う必要があります。報告はオンライン手続かわさきでご提出ください。URLは個別にご案内します。

公定価格上の加算

休日保育加算

賃借料加算

チーム保育推進加算

高齢者等活躍促進加算

施設機能強化推進費加算

第三者評価受審加算

提出期限
4月末日

市加算額上の加算

児童災害共済掛金

補足給付費

嘱託医手当

歯科検診事業費

入園前健康診断手当

地域活動事業費

提出期限

地域活動事業費：4月末日

その他

20日払いの施設：4月5日

25日払いの施設：4月11日

補足給付費の実績報告について

3月中に、市から各施設に、支給実績が記載された様式を配布予定。

⇒保護者の署名が必須。

※ただし、市からの様式配布後では署名が難しい場合（卒園・退園・転園等）は、白紙の様式に、施設側で支給実績を記載し、保護者に署名していただいでください。

署名（自署）が必要です！

令和5年度補足給付費実績報告書

令和6年3月31日

(宛先) 川崎市長様

所在地 川崎市〇〇区〇〇〇〇—〇〇
氏名 社会福祉法人〇〇〇 理事長 〇〇〇

令和5年度子どものための教育・保育給付費等のうち、下記認定番号の児童への補足給付費の執行に係る実績について、次のとおり報告します。

保育所名	〇〇〇保育園		
認定番号	000000000000		
支給月	支給額	減免額	差額
4月			0
5月			0
6月	2,000	2,000	0
7月			0
8月			0
9月			0
10月	2,000	2,000	0
11月			0
12月			0
1月			0
2月			0
3月			0

<保護者証明欄>

令和5年度子どものための教育・保育給付費等として、上記のとおり補足給付費の支給により教材費・行事費等の実費徴収額の減免を受けたことを証明します。

氏名 川崎 幸子

【 公定価格について① 】

1. 4・5歳児の配置基準の見直し及び経過措置について

＜変更点＞ 4・5歳児の配置基準の変更と、それに伴う加算の新設

4・5歳 令和5年度まで 30:1 配置 → 令和6年度から 25:1 配置

※ただし、経過措置として、当分の間は30対1の配置により運営することも妨げず、25対1の配置を行った施設においては、4歳以上児配置改善加算(仮)が適用される予定です。

(以下国資料抜粋↓↓)

●4・5歳児の職員配置基準は30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置(※)を設ける。これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)

※チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、4・5歳児の25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。

【 公定価格について② 】

2. 3歳児配置基準の見直し及び経過措置について

＜変更点＞ 3歳児における配置基準の変更

3歳 令和5年度まで 20:1 配置 → 令和6年度から 15:1 配置

※ただし、経過措置として当分の間は20対1の配置により運営することも妨げず、15対1の配置を行った施設においては、従来どおり、3歳児配置改善加算が適用となります。

(以下国資料抜粋↓↓)

●3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準の改正(20:1→15:1)を行う。(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)

【 公定価格について③ 】

3. 主任保育士専任加算要件の見直し

＜変更点＞ 0歳児の利用に係る新たな要件を創設。

【令和6年度】～変更後～

⇒ ①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、0歳児3人以上の要件を満たしたものと取り扱う。

【 公定価格について④ 】

4. 小学校接続加算の見直し

＜変更点＞ 小学校接続加算を取得するために**施設が満たすべき要件を二段階立てとして、加算額の見直しを行う。**

⇒下記要件 i ～ ii を満たした場合を一段階目、下記要件 i ～ iii を満たした場合を二段階目とするとともに、加算額の見直しを行う。

要件 i : 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。

要件 ii : 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。

要件 iii : 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。

※加算単価については、国からの提供があり次第、HP等を介して別途共有いたします。

【市加算運営費について①】

1. 夜間保育の延長項目の追加

夜間保育に係る朝の延長保育について、**2.5時間及び3時間の加算項目を追加した。**

2. 地域活動事業費及び衛生管理加算における申請書の廃止について

令和6年度から地域活動事業費及び衛生管理加算の申請書を廃止

●地域活動事業費

地域活動事業費については、**認定申請書による紙での申請は廃止し**、請求ソフトによる申請・請求を適宜行えるよう、取扱いを変更します（加算限度額は1施設当り年額200,000円）。事業の実施に要する費用（実績金額）が確定次第、請求ソフトにより申請・請求を行ってください（**各年度1回のみ**）。

ただし、**実績報告については、従前の取り扱いと同様に実施する。**

●衛生管理加算

衛生管理加算については、令和6年度から認定申請書による紙での申請を廃止し、当該加算の要件に適合する場合には、請求ソフトによる請求・申請によって4月から請求できるものとする。また、請求については4月から毎月請求をすることが可能。

※当該事業に適合するかどうかは「令和5年2月7日付け4川こ保1第1355号市独自加算における衛生管理加算の新設について（通知）」及び「衛生管理加算に関するFAQ.」を御参照ください。

【市加算運営費について②】

3. 市会計年度任用職員の標準単価の見直しに伴う単価変更

市会計年度任用職員(旧:臨時的任用職員)の標準単価の見直しにより、次の市助成の金額が見直されました。

・障害児保育費、延長保育費、週40時間勤務保障保育士雇用費、産休等代替臨時職員雇用費、市休日保育加算 ※変更後の単価は、資料6参照

令和6年度公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

1. 処遇改善等加算について

加算名	既存園	令和6年度認可化園 ※
処遇改善等加算Ⅰ	令和5年度に認定された加算率を限度として任意の率（8%以上）で請求	賃金改善やキャリアアップの取組予定を踏まえた上で、 8% で請求
処遇改善等加算Ⅱ	令和5年度に認定された加算対象職員数（人数A・人数B）により暫定的に請求	川崎市が認定を行うまでの間は、 請求不可 川崎市による認定後、遡及して請求
市処遇改善等加算Ⅱ	令和5年度に認定された加算月額により暫定的に請求	
処遇改善等加算Ⅲ	令和5年度に認定された加算対象職員数により、暫定的に請求	〈 認定時期 〉 処遇Ⅰ：6月以降（予定） 処遇ⅡおよびⅢ：9月以降（予定）
市処遇改善等加算Ⅲ	令和5年度請求の算定に用いた「対象職員数」に基づき、暫定的に請求	

※ 令和6年度から本加算を申請する既存園を含む

2. 賃借料加算について

加算名	既存園（変更無）	既存園（変更有）※1	令和6年度認可化園
賃借料加算 （国の公定価格分）	令和5年度までの認定内容に基づき請求	令和5年度までの認定内容に基づき暫定的に請求	暫定的に請求
市賃借料加算	令和5年度までの認定内容に基づき請求	令和5年度までの認定内容に基づき暫定的に請求	川崎市が認定をするまでの間は、 請求不可 川崎市による認定後、遡及して請求

※1 賃借料または定員数の変更等により、川崎市が定める加算上限額に変更が生じる施設

※2 川崎市による認定は6月以降（予定）、認定にあたり申請書類の提出期日は5月下旬を予定

3. その他の加算について

(1) 川崎市による認定以前に暫定請求できる加算

加算名	認定時期（予定）	請求の条件等
3歳児配置改善加算	6月末	職員配置状況に応じて請求
休日保育加算	6月末	前年度に認定された区分に応じて請求
減価償却費加算	6月末	既に認定済の園または該当園の申出により請求
施設長未配置減算	随時	施設長を配置していない場合に適用
土曜日閉所減算	随時	土曜日に施設を閉所する場合にその日数分に応じて適用
主任保育士専任加算	障害児保育認定後	障害児受入を除く、延長保育・一時保育・病児保育・乳児3人以上受入のうち複数事業を行う園のみ請求
事務職員雇上費加算	6月末	暫定的に全園加算有りとして請求
栄養管理加算	6月末	職員配置状況に応じて請求
市主任保育士専任加算	障害児保育認定後	加算要件に合致する園のみ請求

(2) 川崎市による認定以前に暫定請求できない加算

加算名	認定時期（予定）	請求の条件等
チーム保育推進加算	8月末	
主任保育士専任加算	障害児保育認定後	加算要件の延長保育・一時保育・病児保育・乳児3人以上受入のうちいずれか一つの事業および障害児受入を行う場合
療育支援加算	障害児保育認定後	
3月加算 (高齢者等活躍促進・小学校接続・ 施設機能強化・第三者評価受審)	2月末	
障害児保育費	夏頃	
産休等代替臨時職員雇用費	随時	
市第三者評価受審加算	2月末	
市休日保育加算 (障害児受入分)	6月末	

(3) 書面による認定が**不要**な加算

加算名	請求の条件等
夜間保育加算	該当園であれば請求
副食費免除加算	該当児童の在籍をもって請求
分園減算	該当園（分園）の場合、特段の手続きなく適用
旧市加算 (市主任保育士専任加算及び 障害児保育費を除く)	全園加算有りて請求 特別扶助費は 6月と12月にのみ 請求 児童災害共済掛金は 通年で児童1人につき原則1回のみ 請求
補足給付費	生活保護世帯の子どもがおり、実費徴収額の減免を行っている場合に請求
衛生管理加算	該当園であれば請求
延長保育費	利用登録児数に応じて当初請求し、利用実績に基づき追加請求をして精算 ただし、保育料免除加算分については、実績取込み後の追加請求から請求 障害児加算分については、障害児保育費の認定をするまでは 請求不可

令和6年度公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

加算名	請求の条件等
市職員雇用費等 (産休等代替臨時職員雇用費を除く)	職員配置状況に応じて請求
嘱託医手当	分園を除く全園加算有りて請求
入園前健康診断手当	分園を除く全園が 2月にのみ 請求
歯科検診事業費	分園を除く全園が 実施月 に請求
地域活動事業費	実施額が確定した月から請求 (各年度 1 回のみ)

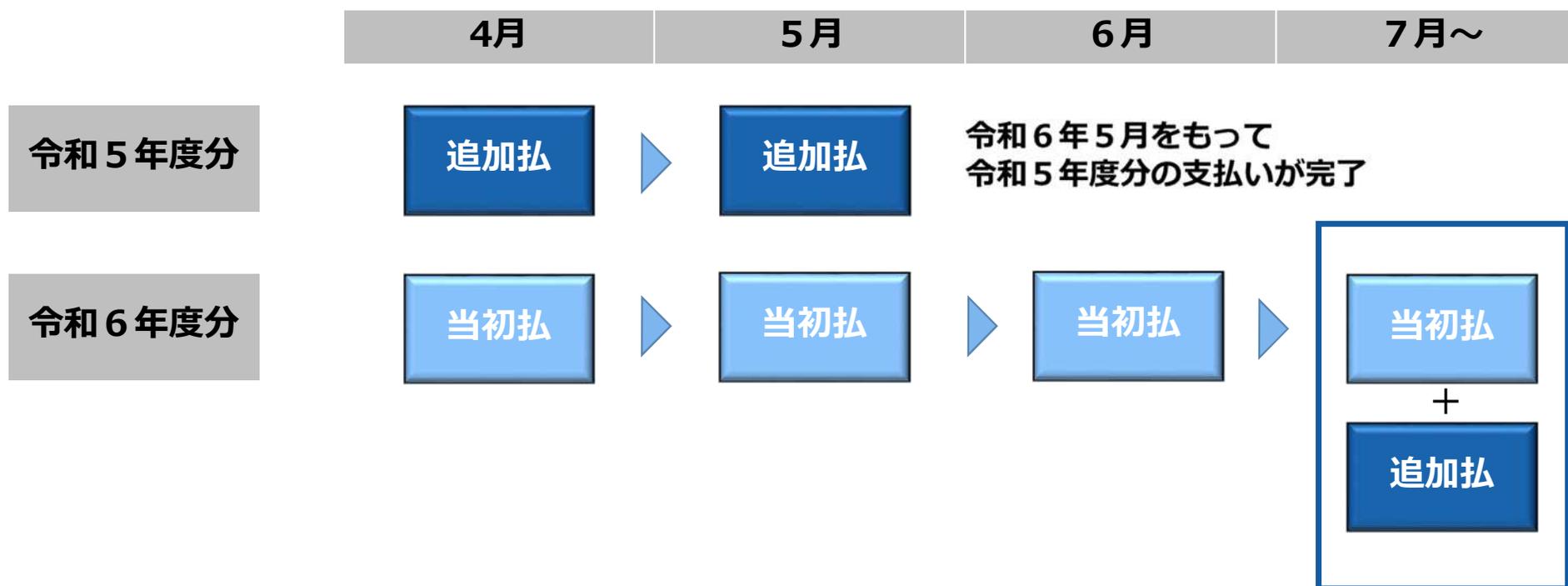
(4) 令和6年度新設される加算

加算名	
4歳以上児配置改善加算 (仮)	申請や認定の時期等については追ってお知らせ



4. 令和6年度の追加請求について

令和6年度の追加請求については、
令和6年度処遇改善等加算率の認定がされた後の**7月**から行えるものとします。



令和6年度子どものための教育・保育給付費の各種加算認定手続きについて（昨年度からの変更点）

資料1-5

手続き名	令和5年度	令和6年度
衛生管理加算	<p>書面による申請</p> <p>認定後、請求ソフトによる遡及請求</p>	<p>書面による申請の廃止</p> <p>請求ソフトによる申請・請求 （4月から当初請求可）</p>
地域活動事業費	<p>1 2月末までに指定の様式による申請</p> <p>認定後、翌年度4月に追加請求</p> <p>年度末以降に実績報告書を提出</p>	<p>書面による申請の廃止</p> <p>事業の実施に要する費用が確定次第、請求ソフトによる申請・請求可（各年度1回のみ） ※加算限度額は1施設あたり年額200,000円</p> <p>年度末以降に実績報告書を提出</p>
施設機能強化 推進費加算	<p>対象物品について 過去の認定実績等により判断</p>	<p>対象物品の見直し、認定基準の整理</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>

令和 6 年度 民間保育所子どものための教育・保育給付費の支払い等について

- 法令に基づき給付費等は毎月支払い
- 支払いは、（当月払）＋（追加払）の合計金額
- 毎月の支払日は、原則 20 日 or 25 日
- 提出期限及び支払日は各月の土、日、祝日等の影響で前後する場合がありますため、注意が必要

	請求内容	請求ソフトへの入力事項等
当月払	職員数、初日児童数・延長登録児 数等に基づく当月分	・在籍児童、職員雇用の状況 ・延長保育の登録状況 等
追加払	雇用実績、月途中の入退所・延長 利用児数実績等に基づく精算分	・児童、職員情報の変更点の修正 ・延長保育の実績 等

給付費等の申請・請求内容に関する川崎市の審査が完了次第、各施設に審査結果のお知らせ（電子画面で確認）が届きます。お知らせが届き次第、速やかに所定の請求書を川崎市まで送付してください。

各月の請求期日や振込日については、別紙Excel『給付費等請求・支払いスケジュール』を御確認ください。

処遇改善等加算 I

資料2-1

【概要】

当該加算率は、4月1日現在の常勤職員（就業規則における常勤職員の勤務時間数（月120時間以上のものに限る）に達している者または1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者で正職員・パート問わず）1人当たりの平均経験年数に応じた加算率の基礎分と賃金改善要件分（キャリアパス要件分を含む）の値を合計した値により認定する。

【支給対象】

当該施設に勤務する全職員を対象に、月例給・一時金により支払うものとする。

①基礎分

平均経験年数に応じて設定（2～12%）

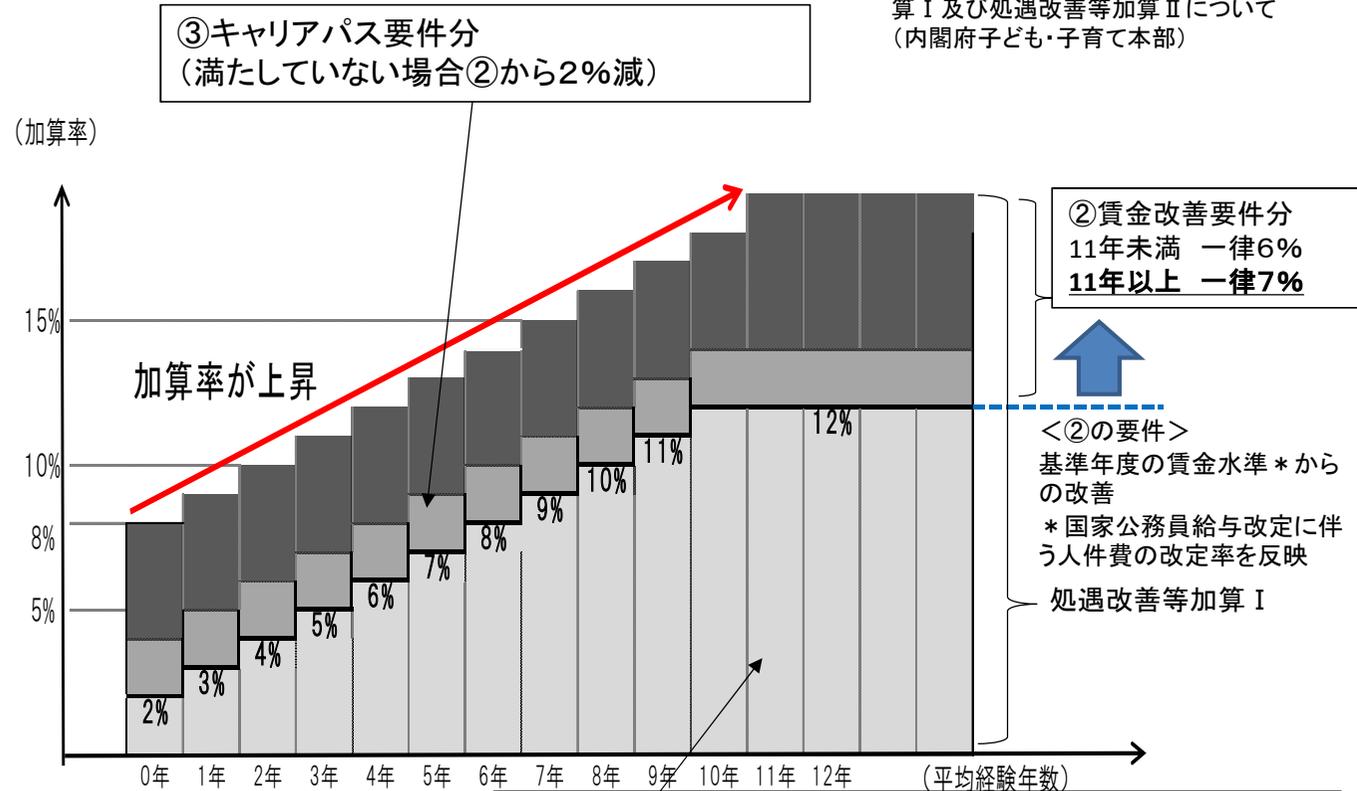
②賃金改善要件分

「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対し、賃金改善を行う（6%、平均勤続年数11年以上の施設は7%）。

③キャリアパス要件分（②の内数）

役職や職務内容等に応じた勤務条件・賃金体系の設定、資質向上の具体的な計画策定及び計画に沿った研修の実施又は研修機会の確保、職員への周知等が要件（満たさない場合、②から2%減）

引用：施設型給付費等に係る処遇改善等加算 I 及び処遇改善等加算 II について（内閣府子ども・子育て本部）



*新規開設園の場合、当該加算率は暫定加算率8%を適用します。夏の本認定に伴い、遡及して精算を行います。

①基礎分

※経験年数が上昇するとともに増加する加算額については、昇給等に充当することが必要

処遇改善等加算Ⅱ

資料2-1

【概要】

園長及び主任保育士未満の技能・経験を積んだ職員に対して、追加的に人件費を加算する。

【支給対象】

A 副主任保育士等

概ね7年以上の経験を有する者。

B 職務分野別リーダー等

概ね3年以上の経験を有する者。

※キャリアアップ研修の要件(令和5年度から段階的に適用)は次頁以降参照。

発令や職務命令等を行った上で毎月支払われる月例給・手当により支払うものとする。

【配分】

A 副主任保育士等

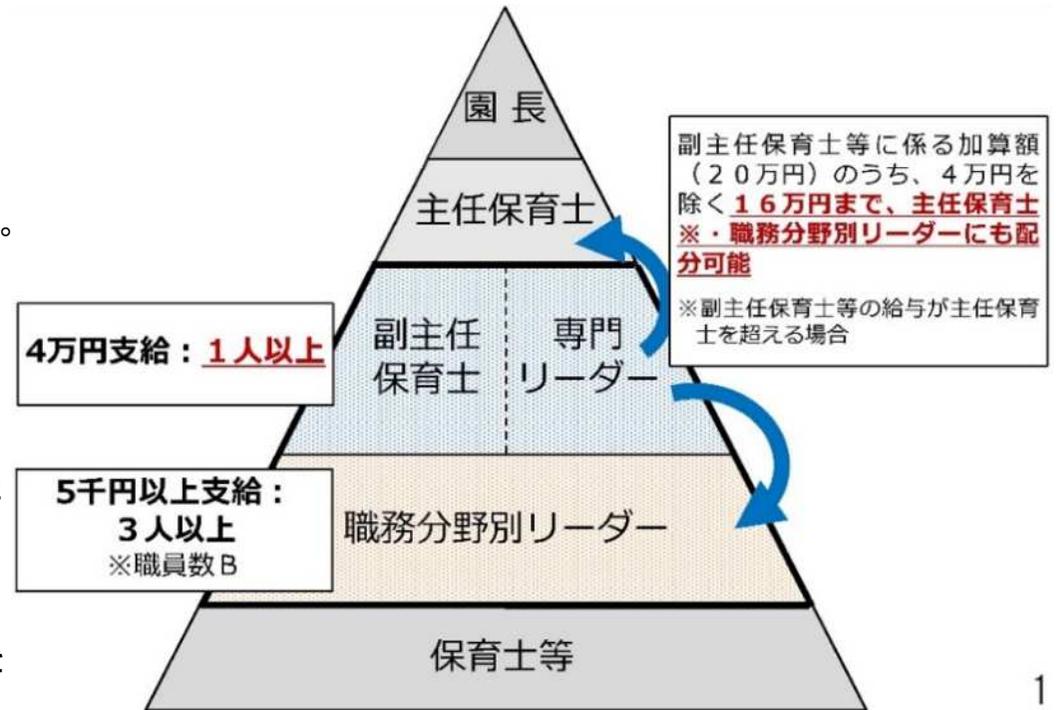
原則として月額4万円。ただし、月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円以下の改善額とすることができる。

B 職務分野別リーダー等

原則として月額5千円。ただし、月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。

※職務分野別リーダーに配分する場合は、副主任保育士等に係る賃金改善額のうち、最も低い額を超えないこと。

〈人数A:5人、人数B:3人のイメージ図〉



引用：子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会資料(内閣府子ども・子育て本部)

処遇改善等加算Ⅱ概要図

資料2-1

**研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築**

＜標準規模の保育園(定員90人)の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体：都道府県等
- ※ 研修修了の効力：全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効
- ※ ⑦については令和元年度までに実施した研修に限る

副主任保育士

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

園長

＜平均勤続年数24年＞

主任保育士

＜平均勤続年数21年＞

専門リーダー

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

保育士等 <平均勤続年数8年>

※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3及び1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について

資料2-1

概要

令和5年度から、処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件が、以下の表のとおり段階的に適用されています。
処遇改善等加算Ⅱによる改善を受ける前月までに必要となる研修を修了している必要がありますので、処遇改善等加算Ⅱによる改善を想定する職員には、計画的な研修受講を促してください。
なお、加算の認定に当たっては、要件を満たす修了証の写しを提出いただく予定です。

研修受講要件の適用時期

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
副主任保育士 (人数A)	令和8年度から適用される研修受講要件 のうち2つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件 のうち3つ以上	専門分野別研修のうちの 3以上 の研修分野 及びマネジメント研修
専門リーダー (人数A)	令和8年度から適用される研修受講要件 のうち2つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件 のうち3つ以上	専門分野別研修のうちの 4以上 の研修分野
職務別分野リーダー (人数B)	専門分野別研修のうち、職務 分野別リーダーとして担当する 職務分野に対応する分野を含 む 1以上	専門分野別研修のうち、職務 分野別リーダーとして担当する 職務分野に対応する分野を含 む 1以上	専門分野別研修のうち、職務 分野別リーダーとして担当する 職務分野に対応する分野を含 む 1以上

市処遇改善等加算Ⅱ

資料2-1

【概要】

国の公定価格において、処遇改善等加算Ⅰの加算率算定の基礎となる常勤職員の経験年数が3～6年の者と7年以上の者が多くいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補完する。

【加算額】

国処遇改善等加算Ⅱの配分可能額(副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額)に対し、経験年数が3～6年の者に5千円及び最低4万円の保障対象とならない7年以上の者(いずれも園長を除く)にも4万円を配分(加算保障)した場合に不足する額。

令和5年度以降、法定福利費等の事業主負担増加額を含む。

※国処遇Ⅱの算定基礎となる職員数に1を加えた人数を上限とする。

《加算保障額－配分可能額＝市加算月額》

【加算額の施設間配分に関する取扱い】

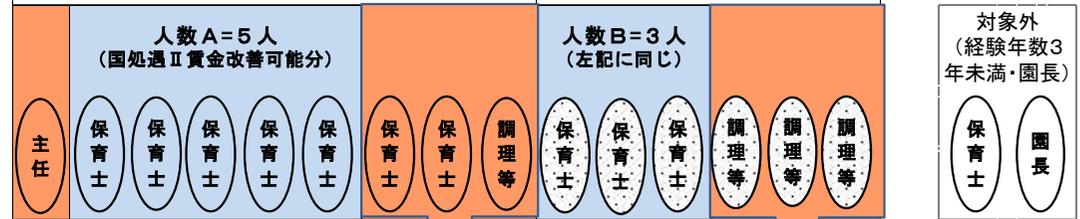
- ・市処遇Ⅱについては、施設間配分は行えない。
- ・国処遇Ⅱを他都市系列園に拠出した場合、拠出額と同額を市処遇Ⅱの加算額から減額する。

市処遇改善等加算Ⅱの運用モデル

＜定員＝90人、職員＝17人(園長1人、主任1人、保育士11人、調理員等4人。経験年数は以下のとおり)、人数A＝5人、人数B＝3人の場合＞

経験年数7年以上(園長・主任を除く)＝8人

経験年数3～6年＝6人



上記5名の内1名について4万円保障を必須

国処遇改善等加算Ⅱ

市処遇改善等加算Ⅱ

- 国処遇Ⅱにて改善の図れない経験年数3～6年の者・7年以上の者の賃金改善を補完する。
- 年齢構造等による公平性の観点から、主任保育士に対する賃金改善を可能とするため市処遇Ⅱの算定については、主任保育士(一般的に7年目以上の職員分)を含むものとする。
- ※主任の配分額は、国処遇改善等加算Ⅱと同様5千円～4万円未満(国処遇Ⅱ+市処遇Ⅱ)

《加算保障額－国配分可能月額＝市加算月額》

加算保障額 ⇒ 7人(7年以上・4万円保障対象者1名除く) × 4万円 + 4万円(主任) + 6人(3～6年) × 5千円…①

国配分可能額 ⇒ 4人(人数A《保障対象者1名除く》) × 4万円 + 3人(人数B) × 5千円…②

市加算月額 ⇒ ①(35万円) - ②(17万5千円) = 17万5千円

令和5年度以降は、4万円または5千円の改善を行なうための金額として、法定福利費等の事業主負担増加額を付加した金額を用いる。

加算額の算定

処遇改善等加算Ⅲ

資料2-1

1 概要

令和4年2月から実施された、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」から継続して、令和4年10月以降における賃金の継続的な引上げ(ベースアップ)等に要する費用を加算する。

2 主な要件

- ①加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。
- ②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。
- ③具体的な内容を職員に周知していること

3 配分対象職員

保育所等に勤務する職員 ※役員を兼務する施設長を除く

4 加算額

補助基準額 × 加算Ⅲ算定対象人数※ × 実施月数

※算定対象人数は、施設の定員区分や加算当年度の年齢別児童数(見込平均利用子ども数)、各種加算の適用状況に応じて、国の定める算出方法に基づき算出される職員数

市処遇改善等加算Ⅲ

資料2-1

1 事業概要

当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に、「市が配置を求める市加配職員等」に対し、3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行うために要する費用を加算する。

2 実施要件、対象施設・事業所

処遇改善等加算Ⅲに準じる。

3 算定対象職員

休憩休息保育士・年休代替保育士・市調理員・一時保育事業に係る配置職員

4 補助基準額

算定対象職員一名につき、月額11,000円

5 加算見込額(月額)

補助基準額(月額) × 算定対象職員数 ※

※ 算定対象職員数は、加算当年度内の賃金改善実施期間における各月の休憩休息保育士・年休代替保育士・市調理員別の平均配置人数(見込)の合計数に、一時保育を実施している施設については、2人を上限として加えた人数

【国処遇改善等加算Ⅲの拠出に係る市処遇改善等加算Ⅲの取扱い】

- ・国の加算額と異なり、市の加算額については、施設間配分は行えない。
- ・国加算額を川崎市以外の他都市へ拠出する場合は、市加算額を拠出額と同額分減額とする。

市処遇改善等加算Ⅲイメージ図

資料2-1

＜定員＝90人、職員＝24人(施設長1人、主任1人、保育士19人、調理員3人。一時保育事業実施)＞
＜公定価格上の必要保育士数13名＋調理員2名＞＜市加配保育士数4名＋市加配調理員1名＋一時保育配置職員2名＞



＜留意事項＞

上記モデルは市の加算額の対象職員をイメージしたものであり、配分する際は、「国加算額」と「市加算額」を施設の裁量において賃金改善の対象職員に配分することが可能。
(ただし、一時保育に係る配置職員は原則賃金改善の対象職員とすること)

**公定価格を超えて配置する加配職員等
に対する賃金改善部分を追加的に支給**

＜加算見込額(月額)＞

11,000円(補助基準額)×7名(算定対象職員数)

処遇改善等加算 I の認定手続きについて 資料2-2

【概要】

処遇改善等加算 I については、以下①②の2段階に分けて認定

①加算率の認定(令和6年4月頃通知予定)

②賃金改善計画の確認(P8以降参照)

※②については、国において廃止が検討されており、国通知の内容によっては不要となる可能性があります。

加算率の認定

【算定対象となる職員】

職員個々の経験年数に応じた加算率が認定されます。

令和6年4月1日時点で当該施設に在籍している常勤職員が算定対象となります。

○常勤職員とは・・・

「就業規則における常勤職員の勤務時間数(月120時間以上のものに限る)に達している者※1」または「1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」

※1 請求ソフトに常勤職員の勤務時間数を登録しておく必要があります。

※2 勤務期間内に病休(無給)等がある場合は、対象期間から除きます

※3 必ずしも雇用形態が正職員である必要はありません

加算率の認定

【算定対象となる施設】

- 子ども・子育て支援法第7条第4項及び第5項で規定される施設・事業
⇒幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育・家庭的保育・事業所内保育
居宅訪問型保育の事業所
- 学校教育法第1条に定める学校及び第124条で定める専修学校
- 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所
- 児童福祉法第12条の4に定める施設(児童相談所内の一時保護施設)
- 地方公共団体における単独保育施策による認可外保育施設(川崎認定保育園等)
- 認可外保育施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設、幼稚園に併設された施設
- 《保健師、看護師、准看護師のみ》
医療法に定める施設(病院、診療所、介護老人保健施設、助産所)

加算率の認定申請について

【提出書類】

- 令和6年度処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書
- 平均勤続年数計算書
- 処遇改善等加算率算定職員台帳
- **在職証明(願)書**
- 資格証等
- 就業規則等

【提出期限】

令和6年5月上旬(予定)

在職証明(願)書

様式は任意ですが、下記要件を充足している必要があります。

- ①算定対象職員の雇用形態が**常勤職員**であることが分かること。
- ②**算定対象施設での該当職種での経験**であること。
- ③勤務期間の記載があること。
- ④法人代表者の記名押印があること。

※在職証明書取得が困難な場合は、本人からの在職申出書に加え、勤務歴が把握・推認できる資料(雇用保険の加入履歴等)の提出が必要です。(詳細は4月通知参照)

在職証明(願)書【処遇改善等加算 加算率認定用】				
氏名		生年月日		性別
勤務期間	勤務施設名	施設種別	算定除外条件	職種
~				
~				
~				
~				

上記の内容に相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

法人名
代表者職・氏名

印

処遇改善等加算に係る実績報告について

【概要】

前年度の賃金改善が適切に行われたこと及び計画時点からの変更があった場合に、適切に行われたことを確認するもの。

処遇Ⅰ、処遇Ⅱ及び処遇Ⅲについて、併せて報告するもの。

【令和6年度スケジュール】

- ・夏頃、通知を発出（国の通知の発出状況により前後する場合あり）
- ・順次報告内容を確認し、修正等がある場合には、担当から御連絡いたします。

処遇改善等加算に係る実績報告について

【提出資料について】

- ①処遇改善等加算Ⅰ（令和6年度新規開設園等除く全園）
- ②処遇改善等加算Ⅱ（該当園）
- ③処遇改善等加算Ⅲ（該当園）

・市が送付するエクセルデータに基づき作成いただき、データでの提出を予定しています。

・給与台帳（必要な場合）

※令和6年度新規開設園等については、作業はありません。

処遇改善等加算に係る賃金改善計画について

【概要】

- ・賃金改善要件分の適切な支給計画を確認
- ・処遇改善等加算Ⅱ及び市処遇改善等加算Ⅱの認定
- ・処遇改善等加算Ⅲ及び市処遇改善等加算Ⅲの認定

【令和6年度スケジュール】

- ・秋頃、通知を発出（国通知の発出状況により前後する場合あり）
 - ・9月以降、順次認定
- 修正等がある場合には、担当から御連絡いたします。

※賃金改善計画書の提出については、国において廃止が検討されており、国通知の内容によっては不要となる可能性があります。

処遇改善等加算に係る賃金改善計画について

【提出資料について】

- ① 処遇改善等加算Ⅰ（全園）
- ② 処遇改善等加算Ⅱ（該当園）
- ③ 処遇改善等加算Ⅲ（該当園）

- ・市が送付するエクセルデータに基づき作成いただき、データでの提出を予定しています。

- ・給与規定

- ・キャリアアップ研修修了証等

1 性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金（令和5年度補正予算事業）

- 保育所等に対して、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを行う設備等支援を通じて、性被害防止対策を行うことを目的とするもの。
- 補助基準額は1施設あたり100千円

2 保育士宿舍借り上げ支援事業補助金

- 対象者が採用日から「6年以内」の常勤保育士等へ変更（経過措置あり）

3 年度限定型保育事業補助金

- 対象施設を拡大
- 減免対象者を拡大（多子世帯支援）

4 一時保育事業補助金

- 減免対象者を拡大（多子世帯支援）

5 定員超過補助者雇上費事業補助金

- 「潜在保育士」を補助対象に追加
- 補助基準額の変更

6 保育体制強化事業補助金

- 「スポット支援員」を補助対象に追加

7 ICT化推進事業補助金

- 機能要件を追加（キャッシュレス決済に関する機能）

1 目的

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。

2 実施施設

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設など

3 補助対象経費

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業の実施に直接要する経費のうち、補助対象期間に支出したもの

4 補助対象期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで（予定）

5 補助対象とならないもの

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む）
- (3) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

6 その他

- ・ 本事業は、国の令和5年度補正予算事業に基づき、単年度限定での実施を予定しています。
- ・ 申請時期や申請方法等については、追って詳細を御案内します（※）が、これに先立ち、想定申請件数の把握や施設の意向確認等のため、各施設にアンケートを行う予定ですので、その際は御協力をお願いします。

※必要な申請書類としては、所定の決算（見込）書類のほか、補助対象経費を支出したことを証する書類の写し、設備の購入や設置等を行う前の状態と行った後の状態を示す図面や写真などを想定しています。

令和6年度保育士宿舎借り上げ支援事業について

資料3-3

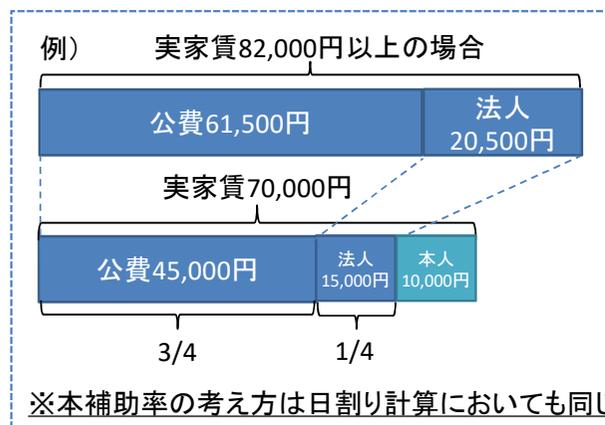
【事業の目的と概要】

■ 保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する。

■ 保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部補助
1人(1戸)当たり月額 82,000円(予定)を上限額とし、
3/4を公費で補助。残りの1/4を法人が負担する。

■ 法人による借り上げ物件が対象であり、法人所有の物件は対象外

■ 補助対象経費は、家賃・管理費・共益費（敷金、礼金、手数料等は対象外）



令和6年度保育士宿舎借り上げ支援事業について

資料3-3

【対象施設と対象者】

- 保育所、小規模保育事業（C型除く）、事業所内保育事業、認定こども園、認可化・小規模保育事業化予定の認可外保育施設が対象
- 施設長を除く、常勤の保育士、看護師（准看護師、保健師）、教諭（小学校、幼稚園、養護教諭）
※条例等により保育士に読み替えられるものに限る。子育て支援員やその他市長が認める者は対象外
（詳細については別途お知らせします）
- 対象者は世帯主又は準ずる者（世帯総収入の50%超）であること、住宅手当等を受けていないことが条件
- 法人に採用された日から6年以内（経過措置）
これまでに事業対象だった方で、引き続き令和6年度も事業対象となる場合の補助要件としては次のとおり
令和2年度からの継続対象者：10年以内
令和3年度からの継続対象者：9年以内
令和4年度からの継続対象者：8年以内
令和5年度からの継続対象者：7年以内

令和6年度保育士宿舎借り上げ支援事業について

資料3-3

【実施期間と手続き】

■ 令和6年4月1日～令和7年3月31日

■ 申請に必要な書類(予定) ※変更となる可能性あり

- ①申請書
- ②補助対象者等内訳書及びその内容証明書
- ③不動産賃貸借契約書の写し
- ④住民票の写し(令和6年度発行のもの)
- ⑤給与明細書の写し
- ⑥事業者が家賃を振り込んだことを証する書類の写し
- ⑦雇用契約書の写し
- ⑧資格証明書の写し
- ⑨その他の補足資料など

※③、⑦、⑧について、過去に一度御提出をいただいている対象者の書類については、提出不要とします。ただし、既に御提出をいただいている内容から変更等が生じている場合は改めて、最新の書類を御提出ください。

■ 申請・支払は四半期ごとの実績払

実績報告書(内訳書は四半期ごとに作成)は年1回提出

令和6年度保育士宿舎借り上げ支援事業について

資料3-3

年間スケジュール

実施期間：4月1日～3月31日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
施設・法人	第4四半期申請 前年度	実績報告書提出 前年度		第1四半期申請※			第2四半期申請※			第3四半期申請※			第4四半期申請※	実績報告書提出
川崎市	・審査 ・補助金交付 (5月まで)			・審査 ・補助金交付 (8月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (11月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (2月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (5月まで)	

※第1四半期～第4四半期の申請は、それぞれ各月10日頃までに申請
 ※各期申請の前月に、日時・様式等を通知する予定

【川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業特設ページURL】

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000140622.html>

当該ホームページに宿舎借り上げ支援事業の制度の詳細や、申請様式等の御案内がありますので、適宜御参照ください。

■ 事業の目的(ねらい)

- ① 待機児童の解消
- ② 保育所等入所保留児対応制度
- ③ 保育室等の空きスペースの有効活用
- ④ 単年度限定の緊急一時預かりの実施

■ 事業の実施期間

単年度限定での保育事業とする

対象児童

- ① 入所日時点で市内在住者※とする。
- ② 保育所等の入所保留者とする。
- ③ 年度初日の前日時点で満1歳及び2歳の者とする。

※ ただし、利用開始後、年度途中で市外転出となった場合に、「引き続き家庭における保育が困難」である場合は、市外在住者も対象とする。

※ 保育が困難の判断は、転出先の支給認定証又は教育・保育給付認定決定通知書の写し、保留通知書の写し等の提出をもって行う。

実施要件

- ① 4月1日時点で定員割れが生じる見込みがあること。
- ② 他の入所児童と併せて面積基準を満たすこと。
- ③ 国の一時預かり事業の職員配置基準(詳細は次頁参照)を満たすこと。
- ④ 事業の実施日・実施時間は通常保育と同一とし、朝・夕又は夕のみで2時間の延長保育を行うこと。
- ⑤ 入園前健診、定期健診、与薬及び災害共済給付制度加入等は通常保育と同様に行うこと。
- ⑥ 給食提供、除去食対応等も通常保育と同様に行うこと。

職員配置基準について

【国の一時預かり事業の職員配置基準による】

- 必要保育士数は対象児童の人数に応じた年齢別配置基準により算出する。
1・2歳児6人まで→1人 7人から12人→2人
- 保育士その他市の研修※を修了した者(ただし、半数以上は保育士)を配置する。 ※子育て支援員研修をいう
- 本来は対象児童が少ない場合も職員数が2人を下回ることはできないが、本事業は通常の保育と一体的に運営がされており、通常の保育従事者の支援を受けられるため、上記の1人配置を可とする。

事業の実施協議及び届出

- ▼11月16日まで
実施協議書の提出〆切
※協議事項は利用定員・利用保育室・職員体制・実費徴収額等
※添付書類として図面、職員名簿、事業計画書
- ▼11月21日～12月中旬
事業計画のヒアリング
- ▼1月上旬
実施可否の決定通知(並行して実施予定園として公表)
- ▼2月中旬
利用定員の最終決定

本協議手続は終了しました

▼4月1日までに提出

- ・実施届出書(届出事項は協議事項に同じ)
 - ・保育園舎及び園庭図面
 - ・年度限定型保育事業用職員名簿
 - ・事業計画書
- ※届出書の提出先は保育第1課

保護者の費用負担額

■基本保育料（階層区分は前年度市民税額で決定し、1年間固定）

階層区分	基本保育料(月額)	第2子 基本保育料(月額)	第3子 基本保育料(月額)
A～B	20,000円	10,000円	0円
C1～C12	20,000円	10,000円	0円
C13～C18	40,000円	20,000円	0円
C19～C23	60,000円	30,000円	0円
C24～C25	80,000円	40,000円	0円

- ・月途中退所の場合は日割計算とする。
- ・保護者と生計が同一の子が2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、保育料が軽減される（多子減免の適用）。対象者については、3月下旬の保育料決定の際、実施施設に通知する。
- ・市民税非課税世帯等（A・B世帯）は、月額42,000円を上限に無償化となる。
- ・A・B階層の世帯における無償化対象額の徴収は、原則、法定代理受領によるものとする。

保護者の費用負担額

■ 延長保育料

延長区分	延長保育料(月額) ※補食代別
30分延長	1,000円
1時間延長	2,000円
1時間30分延長	3,000円
2時間延長	4,000円

※A・B階層の世帯の徴収は月の保育料42,000円(保育料及び延長保育料のみ)を上限に原則、法定代理受領によるものとする。

施設等利用費(保育料)法定代理受領の流れ

■概要

法定代理受領とは保護者が受け取る無償化給付分(42,000円が上限)を施設が代わりに受け取り、差額のみを保護者に請求するもの。

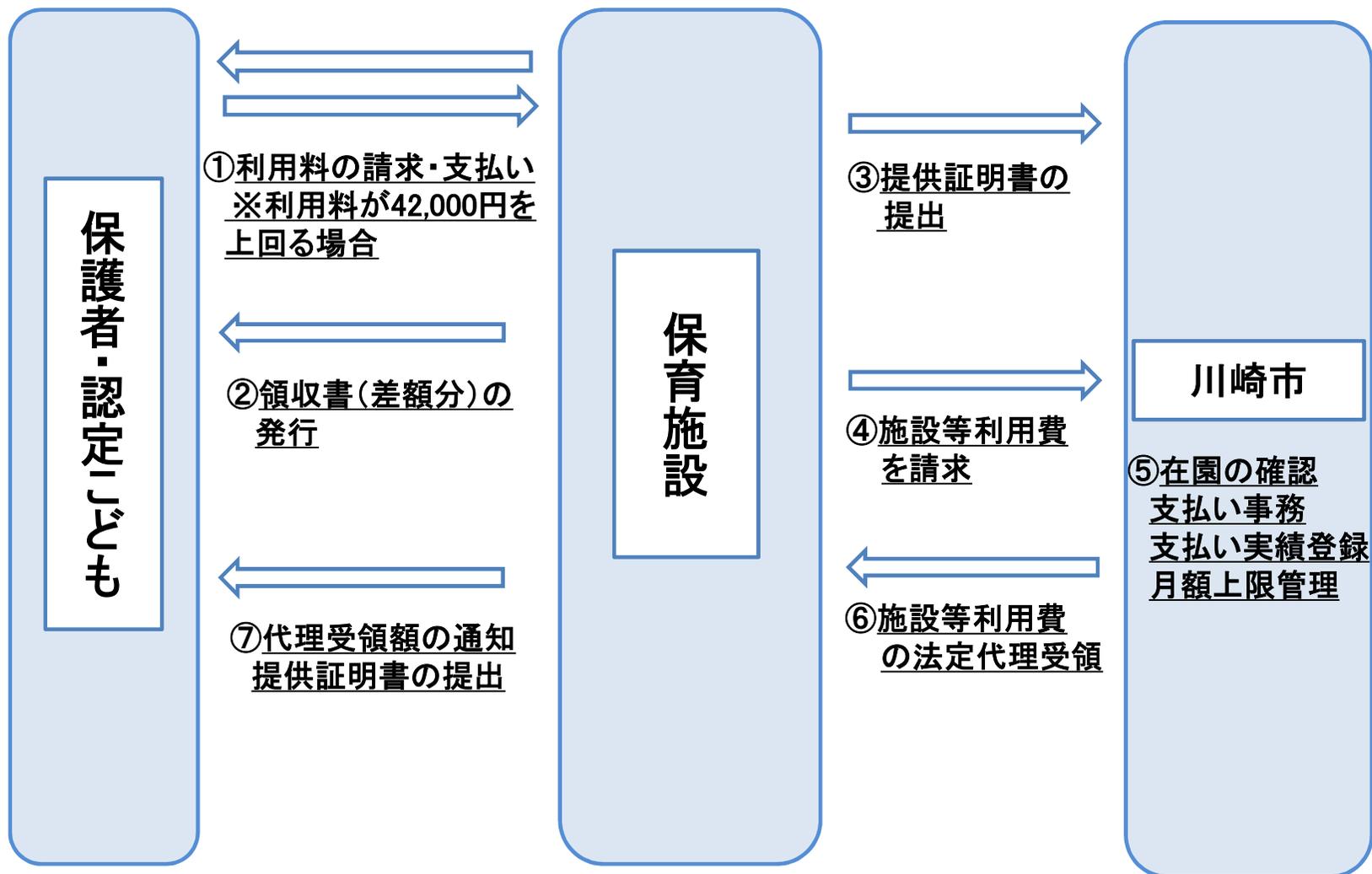
■対象者

階層区分がA・Bに該当する世帯

■法定代理受領のポイント

- ①保育園は月の保育料(保育料及び延長保育料のみ)が42,000円を上回る場合に42,000円を差し引いた額を保護者から納入してもらう。
- ②保育園は川崎市に対して提供証明書及び、施設等利用費請求書の提出により月の保育料(上限42,000円)×人数を川崎市に請求する。
- ③川崎市は施設等利用費請求書に基づき、審査・支払いを行う。
- ④保育園は保護者に対して、代理受領の通知及び提供証明書の提出を行う。

施設等利用費(保育料)法定代理受領の流れ



施設に給付する補助金の申請・交付手続

- 基本補助額
 - 年度一括の概算・精算払とする。
 - 申請日は4月1日
 - 基本補助額交付申請書に利用児童数見込表、収支予算書を添付して保育第1課に提出
- 加算補助額(延長・障害・入園前健診の3種類)
 - 実績が確定後、一括の請求とする。
 - 申請日は3月31日
 - 加算補助額交付申請書に利用状況報告書を添付して保育第1課に提出

※嘱託医への入園前健康診断手当については、令和6年3月31日までに支払いを終えること。(申請日は、令和6年3月31日)

※入園前健康診断手当の補助金申請書提出期限：4月5日(締切厳守)

施設に給付する補助金額

■ 基本補助額(階層区分は基本保育料と連動)

(児童1人当り)

階層区分	基本補助額(月額)	第2子 基本補助額(月額)	第3子 基本補助額(月額)
A～B	138,000円	148,000円	158,000円
C1～C12	138,000円	148,000円	158,000円
C13～C18	118,000円	138,000円	158,000円
C19～C23	98,000円	128,000円	158,000円
C24～C25	78,000円	118,000円	158,000円

※月途中退所の場合は日割計算とする。

施設に給付する補助金額

■ 加算補助額

【延長保育実施分】

(児童1人当り)

延長区分	加算補助額(月額)
30分延長	1,600円
1時間延長	3,200円
1時間30分延長	4,800円
2時間延長	6,400円

【障害児延長保育実施分】

(児童1人当り)

延長区分	加算補助額(月額)
30分延長	6,380円
1時間延長	12,760円
1時間30分延長	19,140円
2時間延長	25,520円

施設に給付する補助金額

■加算補助額

【障害児保育費】

(児童1人当り)

障害区分	加算補助額(月額)
重度	255,200円
中度	204,160円
軽度	127,600円

※上記障害児認定を受けた児童が延長保育を利用した場合には別途加算あり

【入園前健康診断手当】

(児童1人当り)

加算補助額(1回)
2,000円

毎月の利用状況報告

- 実施施設は、毎月末日付けで、翌月5日までに利用状況報告書を保育第1課に提出する。

<利用状況報告書の内容>

利用児童名、生年月日、クラス年齢、住所、
利用期間、階層区分、障害区分、延長時間

- ※ 職員の配置状況については、雇用状況報告書により、給付費等の請求と併せて請求ソフトを用いて行う

令和5年度実施施設の基本補助額の変更交付、実績報告

- 基本補助額の変更交付(該当施設のみ)
 - 申請日は3月31日とする
 - 変更交付申請書に年間の利用状況報告書を添付して保育第1課に提出
- 実績報告(全施設)
 - 申請日は3月31日とする(4月中旬までに)
 - 実績報告書に年間の利用状況報告書及び集計表と収支決算書を添付して保育第1課に提出
(執行額が交付額を下回る場合、別途差額の戻入が必要となります。)

【概要】

保育所等の施設に通われていない児童の保護者が就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、子育て負担を軽減する目的（リフレッシュ）の保育ニーズに応えるためのもの

<基本補助額>

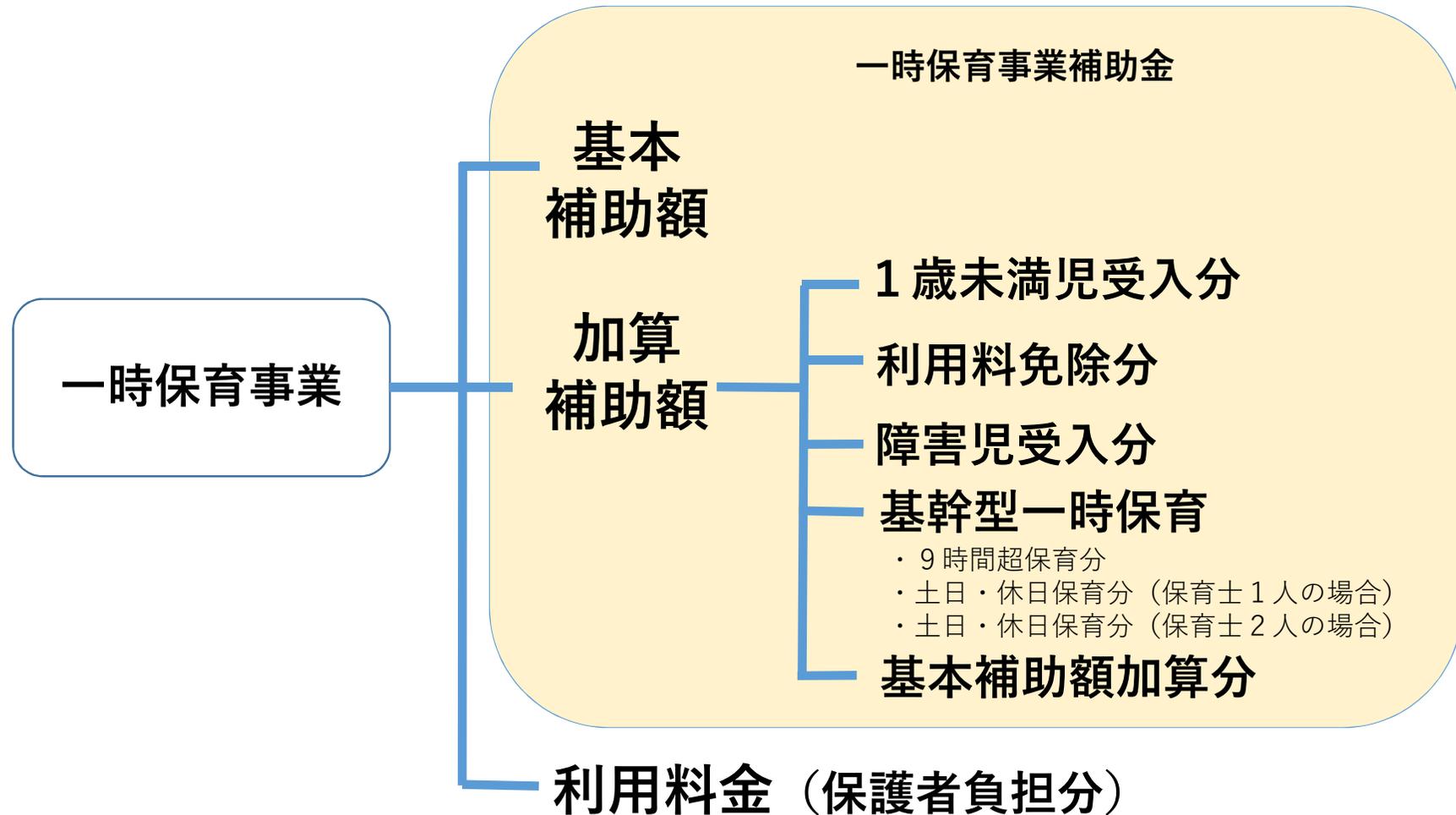
基本となる運営費を補助するもの

<加算補助額>

1歳未満児・障害児の受入促進、低所得世帯等の利用料免除などを補填、補助するもの

- ・ 1歳未満児受入分
- ・ 利用料免除分
- ・ 障害児受入分
- ・ 基幹型一時保育
 - ・ 9時間超保育分
 - ・ 土日・休日保育分（保育士1人の場合）
 - ・ 土日・休日保育分（保育士2人の場合）
- ・ 基本補助額加算分

一時保育事業 構成図



※補助単価の改定がある場合は、確定次第連絡いたします。

利用料免除について

川崎市民以外の方でも一時保育の利用は可能ですが、利用料免除の対象は原則として川崎市民の方に限ります。

- ① 生活保護世帯（昼食・おやつ代は500円を上限に加算）
- ② 非課税世帯（単身赴任は除く）
- ③ 年収360万未満世帯
- ④ 里親に委託されている児童
- ⑤ 児童扶養手当受給世帯
- ⑥ きょうだい減免
- ⑦ 多胎児

<申請書類>

- ・免除事由に複数該当する場合は、いずれか一つの証明で足够了。
- ただし、生活保護世帯、非課税世帯、里親に委託されている児童、児童扶養手当受給世帯のいずれかに該当する場合は、きょうだい減免及び多胎児よりも優先としてください。
- ・利用料免除に係る挙証資料については、本資料の10ページ「別紙」以降に詳しく記載がありますので、ご確認ください。

利用料免除の拡充について【令和6年4月～】

◎きょうだい減免

令和6年4月から、きょうだいのカウント範囲が広がります。

【変更前】

未就学のきょうだいが認可保育所等を同時に利用する場合に一時保育を利用するきょうだいの利用料を第2子は半額、第3子以降は無料

《ポイント》

認可保育所等を利用している年長児を第1子目として起算して第2子、第3子を判定する



【変更後（令和6年4月～）】

保護者と生計が同一の子が2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料

《ポイント》

生計が同一の第1子から起算して第2子、第3子を判定する

【生計が同一とは】

住民票が同じ場合、もしくは住民票が別の場合は、①生活費、療養費等の経済的な援助が行われており、②定期的に音信、訪問が行われている状態

挙証資料については、本資料の10ページ「別紙」以降に詳しく記載がありますので、ご確認ください。

利用料免除の拡充について【令和6年4月～】

◎きょうだい減免

【制度の拡充に係る経過措置について】

- ① 令和5年度に一時保育事業を利用していた児童で、利用児童の弟妹が認可保育所等に入所していることを理由に、きょうだい減免が適用され、半額または無料だった場合で、

- ② **令和6年度の利用料が、無料もしくは半額だったものが全額になる、無料だったものが半額になるなど、増額になる児童**

⇒経過措置に該当する場合がありますので、保育第1課にご相談ください

【経過措置の期間】

令和7年3月31日までの間

利用料免除の拡充について【令和6年4月～】

◎きょうだい減免

【制度の拡充に係る経過措置適用基準】

令和5年度に実際の第1子目又は第2子目、その両児童（同日利用に係る）が一時保育を利用し、かつ令和5年度に適用された減免額と令和6年度に適用される減免額が別表のとおりとなる場合において、当該児童の世帯における子どもが次の要件に当てはまる場合には、令和6年度における実際の第1子目又は第2子目、その両児童（同日利用に係る）の一時保育に係る利用料は別表の令和5年度に適用された減免額のとおり減免する（令和7年3月31日まで）。

（要件）

0～2歳（令和3年4月2日以降に生まれた子どもをいう。）の子どもが、認可保育所（一時保育を除く）、認定こども園（一時保育を除く）、地域型保育事業、年度限定型保育事業、川崎認定保育園を利用していないこと。

（別表）

	令和5年度に適用された減免額	令和6年度に適用される減免額
実際の第1子目	半額	免除無し
実際の第1子目	無料	免除無し
実際の第2子目	無料	半額

利用料免除の拡充について【令和6年4月～】

◎多胎児減免 (就労を除く「緊急・一時保育」の場合にのみ適用可)

きょうだい減免の減免対象が拡充されたことにより、**多胎児減免のカウント方法を変更**します。これまで、きょうだい減免のきょうだいカウントを行う場合、多胎児減免を適用しているきょうだいはカウントしない取扱いでしたが、令和6年4月からは、**まず、きょうだい減免のカウントを行い、多胎児である児童については、上乗せして多胎児減免を適用し、利用料を無料**とします。

【例】 (第1子と第2子が多胎児である場合)

きょうだい ※左から年齢順	第1子		第2子		第3子	
	利用施設	免除区分	利用施設	免除区分	利用施設	免除区分
令和5年度まで	一時保育	無料 (多胎児減免)	一時保育	無料 (多胎児減免)	一時保育	減免無し (きょうだい減免 第1子目扱い)



きょうだい ※左から年齢順	第1子		第2子		第3子	
	利用施設	免除区分	利用施設	免除区分	利用施設	免除区分
令和6年度から ステップ1 きょうだい減免を適用	一時保育	減免無し (きょうだい減免 第1子目)	一時保育	半額 (きょうだい減免 第2子目)	一時保育	無料 (きょうだい減免 第3子目)
ステップ2 多胎児減免を適用	一時保育	無料 (きょうだい減免 に多胎児減免を 上乗せ)	一時保育	無料 (きょうだい減免 に多胎児減免を 上乗せ)	一時保育	無料 (きょうだい減免 第3子目)

※第1子、第2子は多胎児減免により無料、第3子はきょうだい減免の第3子目として無料となる

幼稚園児等が一時保育を利用する場合

一時保育は、基本的に認可保育所等に在籍のない児童が利用対象となりますが、幼稚園の長期休暇期間等で一時的に保育が必要になった場合は、利用ができます。

ただし、きょうだい減免、多胎児減免を適用することはできません。

認可保育所等（市外施設を含む）

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業の通常保育、幼稚園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業

令和5年度 一時保育事業実施施設 基本補助額変更交付・実績報告

申請・報告書類	申請・報告期限
令和5年度一時保育事業補助金（基本補助額）変更交付申請書 ※（第8号様式）	令和6年3月31日付 で4月5日（金）まで
令和5年度一時保育事業利用実績表※	
令和5年度一時保育事業補助金（基本補助額）執行状況報告書 （第9号様式）	
令和5年度一時保育事業実績報告書（第10号様式）	令和6年3月31日付 で4月末日まで

※一時保育事業補助金（基本補助額）変更交付申請書・利用実績表は、年間利用児童数が当初見込みを上回る区分又は下回る区分となり、当初交付額が変更となる場合に提出が必要です。

一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

◆被保護世帯の児童

必要書類：被保護証明書

- ① 現年度発行であるか
→ 右上を確認
- ② 利用料免除開始日が
「生活保護法による扶助
開始日」に適合するか
→ 左下を確認

※年度内有効として取り扱う
＝状況が変わらない限り、
四半期ごとに取得し直す
必要はない

川崎市立川崎児童福祉センター
被保護証明書

川崎 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

現住所
世帯主名
世帯目的
扶助世帯員

扶助の種別 扶助開始日 期限

上記の者は 〇〇年〇月〇日から

但し、外資系の方については、生活保護法を「生活に困難な外国人に対する生活保護の適用について（昭和29年6月8日法律第38号（厚生省令第100号））に基づいて
適用の対象となります。

川崎市
福祉事務局長印

※被保護証明書のサンプルです

一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

◆市民税非課税世帯の児童

必要書類：非課税証明書

① 提出すべき年度のものであるか

※第1四半期は前年度
第2四半期以降は現年度

② 川崎市の発行であるか

→下部を確認
※川崎市でない場合は
現住所を確認

③ 扶養人数を確認

→右下を確認
※16歳未満の人数が
父・母ともに0になっていないか

④ 原則、父・母の2人分の
提出があるか

※2人分の提出がない場合も含め
注意点については次ページ以降を参照

令和 年度 市民税・県民税 非課税証明書

住所
氏名

令和 年度中の合計所得金額	課税 額	
	住民税課税合計	住民税課税額
	(内) 市民税所得割	
	(内) 市民税均等割	
	(内) 県民税所得割	
	(内) 県民税均等割	

所得の種類・金額	控除の種類・金額	課税標準額の種類・金額

見 本

扶養人数	本人該当	備考
当区分等	一般 無 特定 ひとり親 内国産 その他	障害 未成年 学生 ひとり親
扶養対象扶養親族人数	特別 その他	
扶養人数	特別 その他	

上記のとおり相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

川崎市長 印

※非課税証明書のサンプルです

※状況が変わらない限り、四半期ごとに取得し直す必要はない

一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

◆市民税非課税世帯の児童

16歳未満の扶養人数が
父・母ともに0の場合

※ひとり親世帯ではそのひとり親の非課税
証明書の16歳未満の扶養人数が0



祖父母等の扶養に入っている
可能性があるため、その旨
を保護者へ確認し、必要に応
じて祖父母等の非課税証明書
を求める

令和 年度 市民税・県民税 非課税証明書

住 所
氏 名

令和 年中の合計所得金額	課 税 額	
	住民税課税額合計	県民税課税額
	(内) 市民税所得割	(内) 市民税所得割
	(内) 市民税均等割	(内) 市民税均等割
	(内) 県民税均等割	(内) 県民税均等割
	(内) 県民税所得割	(内) 県民税所得割
	(内) 県民税均等割	(内) 県民税均等割

所得の種類・金額	控除の種類・金額	課税標準額の種類・金額

扶養人数	控除対象扶養親族人数	障害人数	本人 扶 養 状 況
同一世帯内	特定 老人 内国 外国	特別 内国 外国	障害 未成 勤労 ひとり親
同一世帯外	特定 老人 内国 外国	特別 内国 外国	障害 未成 勤労 ひとり親

上記のとおり相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

川 崎 市 長 印

※非課税証明書の
サンプルです

一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

◆市民税非課税世帯の児童

父あるいは母のみの
提出があった場合

所得控除の欄に
「配偶者」と記載があれば
1人分の提出でOK

または

「寡婦(寡夫)により非課税」と記載があれば
1人分の提出でOK

令和 年度 市民税・県民税 非課税証明書

住所
氏名

令和 年中の合計所得金額	課税 額	
	住民税課税額合計	県民税課税額
	(内) 市民税均等割	(内) 県民税均等割
	(内) 市民税所得割	(内) 県民税所得割
	(内) 市民税控除額	(内) 県民税控除額

所得の種類・金額	控除の種類・金額	課税標準額の種類・金額

同一生計配偶者	控除対象扶養親族人数	障害人数	本人該当
控除対象配偶者	特定 老人 その他	特別 その他	障害 未成年者 ひとり親
一般老人	内国民	内国民	学生 母子

上記のとおり相違ないことを証明します
令和 年 月 日

川崎市長 印

※非課税証明書の
サンプルです

見

本

一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

◆里親に委託されている児童

必要書類：児童委託証明書

- ① 施設が里親から
コピーをもらい提出
- ② 委託年月日と同日以降の
利用であるか

※発行年月日は
現年度でなくても可

川崎市北部児童相談所

令和 年 月 日

児童委託証明書

川崎市北部児童相談所長

児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、次の児童を、現在、里親に委託していることを証明いたします。

○委託児童氏名

○生年月日

○委託里親名

○里親の住所

○委託年月日

※児童委託証明書のサンプルです

一時保育事業補助金・加算補助額に係る拳証資料一覧

◆児童扶養手当受給世帯

必要書類：児童扶養手当証書

児童扶養手当証書

※児童扶養手当証書のサンプルです

証書番号 第 _____ 号

受給者氏名 _____

生年月日 _____

手当月額 _____

支給対象児童数 _____

支給開始年月 _____

上記のとおり児童扶養手当法によって支給します。
ただし、支給停止を受けているときは、その期間、支給停止額を控除した金額を支給します。

川崎市長 _____

令和 ____年 ____月 ____日
川崎市長 福田 紀彦

川崎市 長 印

支払金融機関

住所

記 事

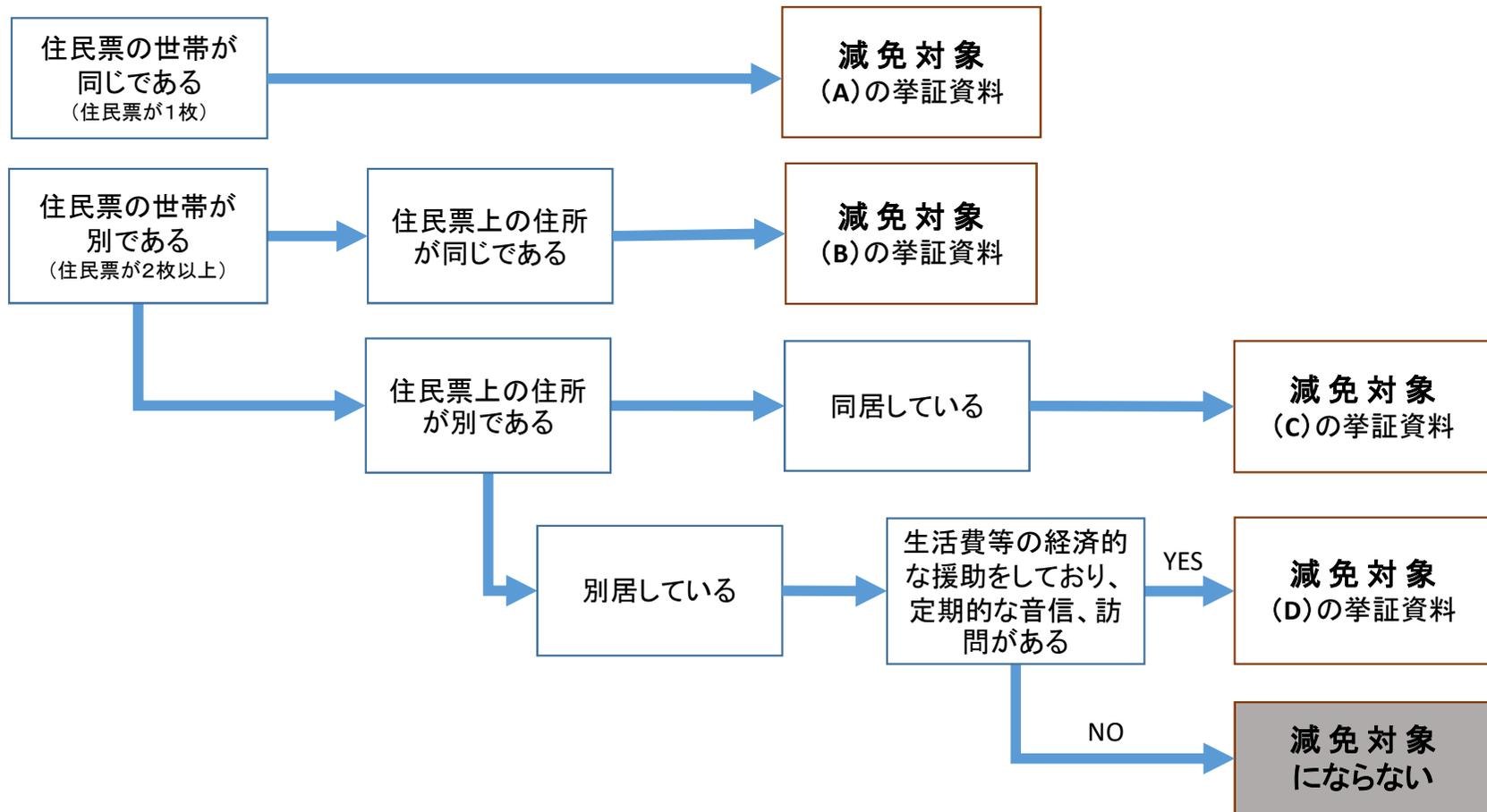
有効期限 令和 ____年 ____月 ____日

※手当の受給が確認できる通知でも代用可
 ※有効期限は10月末に設定されているため、
 第3四半期は、現年度10月末期限の証書と
 翌年度10月末期限の証書が必要となるので注意が必要

・利用日が有効期間内に含まれているか
 支給開始月 → 記載されている月の一日から
 有効期限 → 記載されている日まで

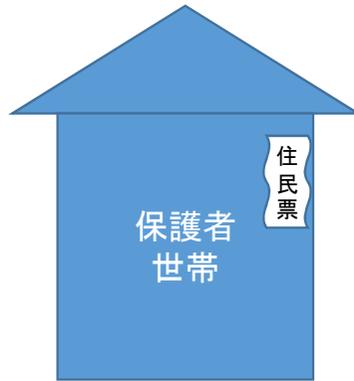
きょうだい減免 対象者確認フロー

(保護者)と(利用児童のきょうだい)の



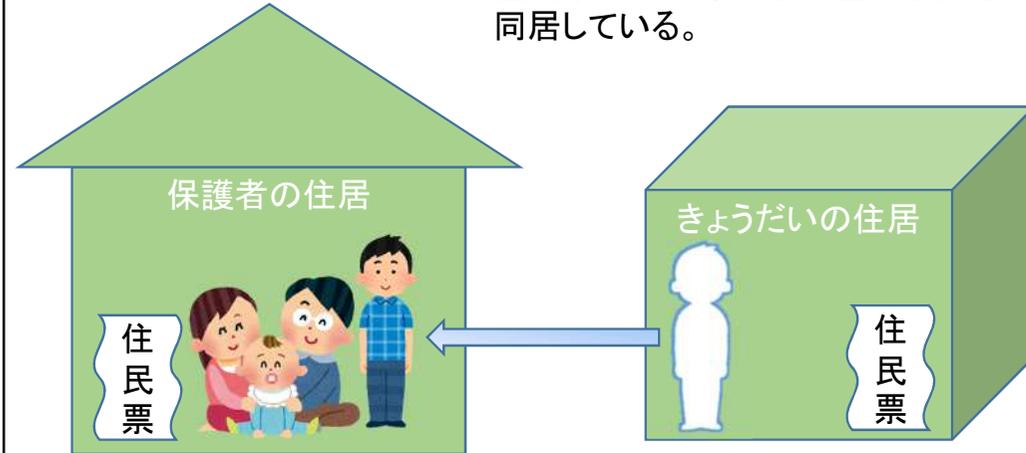
(A) イメージ図

住民票の世帯が同じ



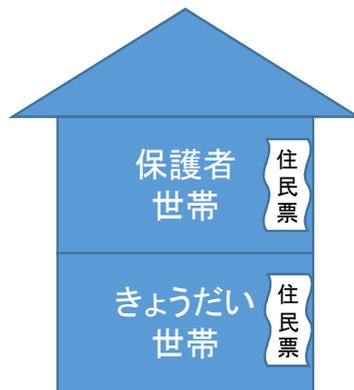
(C) イメージ図

住民票上の世帯が別で住所も別だが、同居している。



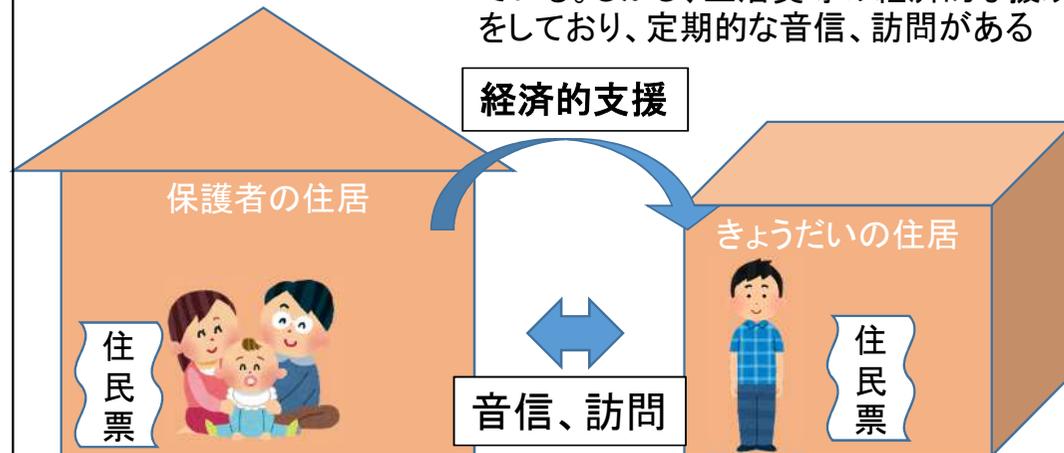
(B) イメージ図

住民票上の世帯は別だが、それぞれの世帯の住民票の住所は同一である



(D) イメージ図

住民票上の世帯が別で住所も別で、別居している。しかし、生活費等の経済的な援助をしており、定期的な音信、訪問がある



挙証資料一覧

(A)

- ・世帯全員の住民票の写し
(続柄、筆頭者の省略がないもの)

(B)

- ・それぞれの世帯の住民票(世帯全員)の写し
(続柄、筆頭者の省略がないもの)
- ・一時保育事業利用料のきょうだい減免に関する申立書
- ・(それぞれの住民票で筆頭者が異なるとき)住民票の除票、戸籍謄本の写しもしくは除籍謄本の写し等

(C)または(D)

- ・それぞれの世帯の住民票(世帯全員)の写し(続柄、筆頭者の省略がないもの)
- ・(それぞれの住民票で筆頭者が異なるとき)住民票の除票、戸籍謄本の写しもしくは除籍謄本の写し等
- ・一時保育事業利用料のきょうだい減免に関する申立書
- ・以下の表のいずれかの資料

事 項	挙 証 資 料
ア.健康保険等の被扶養者になっている場合	健康保険被保険者証等の写し(マイナンバー、保険者番号及び記号・番号はマスキング(黒塗り)してください)
イ.定期的に通金がある場合	預金通帳、振込明細書又は現金書留封筒等の写し
ウ.その他上記ア.イに準ずる場合	その事実を証する書類 [*]

※ウの書類の提出をお考えの場合は事前に川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課にお問合せ下さい。

一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

◆きょうだい減免・多胎児

必要書類：住民票

- ① きょうだいの確認は、筆頭者が同じであるかを確認
外国人の場合は、世帯主が保護者で続柄が子であるかを確認
- ② 「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します」と記載があるか
→ (最終頁の)最下部を確認
- ③ 現年度発行であるか
→ (最終頁の)最下部を確認

※年度内有効として取り扱う
＝状況が変わらない限り、四半期ごとに取得し直す必要はない

※住民票の写しのサンプルです

続柄・筆頭者は省略不可

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

川崎市 区長

川崎市 区長印

一時保育事業補助金・加算補助額に係る拳証資料一覧

◆きょうだい減免・多胎児

① 世帯全員の記載がある
住民票の取得は
この中の「世帯全員」
を選択

② 世帯主の氏名及び世帯主
との続柄、本籍及び筆頭
者の項目を省略をしない
こと

みどり 住民票等の請求・申出書 川崎市

令和 年 月 日

①どなたの証明が必要ですか

住所 川崎市 区

氏名 フリガナ 生年月日 明・大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日

②どの証明が何通必要ですか

<input type="checkbox"/> 住民票の写し (300円)	世帯 全員	通
<input type="checkbox"/> 消除者()を含む <input type="checkbox"/> 除票	世帯 一部	通
<input type="checkbox"/> 記載事項証明書 (300円)	世帯 全員	通
	世帯 一部	通
<input type="checkbox"/> その他 (証明書)		通

(必要な人の氏名・生年月日)

明・大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日

明・大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日

通

※住民票を請求する際の
申出書のサンプルです

請求・申出には本人確認書類が必要です

一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

◆きょうだい減免

【経過措置対象の場合のみ提出が必要】

必要書類

- ・第2子目以降のきょうだいが認可保育所等に在籍していることが分かる書類
→在園証明書や施設の名称・園児の氏名が載っている連絡帳や施設からの配布物など
(必ず、現年度発行のものとしてください)
- ・一時保育事業経過措置に関する申出書

認可保育所等（市外施設を含む）

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業の通常保育、幼稚園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業

令和6年度定員超過補助者雇上費補助金について

資料3-6

1 概要・目的

保育士の負担軽減のため給付上の配置職員以外に保育補助者の雇上費用を支援

2 対象施設

4月1日時点で、**1～2歳**の合計定員を超えて「一定割合」の受入を行う保育所

- (1) 「一定割合」とは、**108%以上**とします。
- (2) 条例及び要綱に規定する面積等の基準により、当該割合の受入れが困難な場合には、その面積基準内の可能な限りの受入で可とします。
- (3) 地域型保育事業の連携施設において3歳児の受入枠を確保している場合は、受入枠を確保した上で面積基準内の可能な限りの受入で可とします。
- (4) 入園辞退等により、保育園側が関与しえない事由で年度初日時点において108%に満たない場合には、特例として5月又は6月初日時点での受入れとなっても対象とします。

3 補助要件

次に掲げる①、②のいずれかに該当する者が、③と④を同時に満たした場合

- ①保育士資格を有していない者が、保育に関する40時間以上の実習を受けた場合あるいはこれと同等の知識及び技能があると都道府県等が認める場合
- ②現に保育士として就業していない保育士（補助対象期間は1年限定） **【追加】**
- ③4月から1～2歳の定員を超えた受入れの支援に当たる
- ④通年で子どものための教育・保育給付費等の支給対象とならない

4 補助上限額（令和6年度） 予定

- (1) 定員120人以下の施設は1施設当り年額2,338千円
- (2) 定員121人以上の施設は1施設当り年額4,676千円

令和6年度定員超過補助者雇上費補助金について

資料3-6

5 令和6年度 補助金交付に係る年間スケジュール（予定）

	6月	7月	8~10月		3月	翌年度 4・5月
事業者	交付申請 ↑ ↓					変更交付申請 実績報告 ↑ ↓
川崎市	交付申請 提出案内		概算払	→	実績報告 提出案内	精算

※国の動向等に応じて変動が生じる可能性があります。

6 令和5年度 実績報告時の注意点

	交付決定時	年間人件費	上限額	補助金の増減	提出書類
①	¥1,800,000	¥1,500,000	¥2,309,000	¥-300,000	実績報告書
②	¥2,000,000	¥2,500,000		¥309,000	変更交付申請書 実績報告書
③	¥2,264,000	¥2,300,000		¥36,000	変更交付申請書 実績報告書
④	¥2,264,000	¥2,264,500		±0	実績報告書

※交付決定額<実績額となる場合は、**変更交付申請書+実績報告書**の2点を提出してください。

令和6年度 保育体制強化事業補助金について

資料3-7

【事業概要】

- 保育士の負担を軽減することによって保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育支援者やスポット支援員として配置し、散歩等の児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の保育に係る周辺業務に活用するために要する費用の一部を補助するもの。

【要件等】

1 保育支援者

- 保育士資格を有しない者で、保育に係る以下の業務のうち、**①を含み2つ以上行うもの**とする。

- ①児童の園外活動時の見守り等（必須） ②保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- ③外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳 ④寝具の用意・あとかたづけ
- ⑤給食の配膳、あとかたづけ ⑥その他保育士の負担軽減に資する業務

- 児童の園外活動時の見守り等を実施するに当たり、保育支援者は、市が認める交通安全に関する講習会等を修了しなければならない。

2 スポット支援員

- 登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置している者。

3 保育支援者及びスポット支援員共通

- 以下の全ての要件を満たす必要がある。

- ・平成26年4月1日以降、新たに保育所に配置された者であること
- ・子どものための教育・保育給付やその他の補助金等の支給対象となっていないこと
- 一時保育・地域子育て支援センター・市加配保育士・高齢者等活躍促進加算・産休代替・定員超過等の対象者でないこと。
- ・保育支援者及びスポット支援員はそれぞれ個別で配置すること。

令和6年度 保育体制強化事業補助金について

資料3-7

【補助上限額】

- 保育支援者：月額14万5千円
- スポット支援員：月額4万5千円

【補助対象経費】

- 事業に係る報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

年間スケジュール（予定）

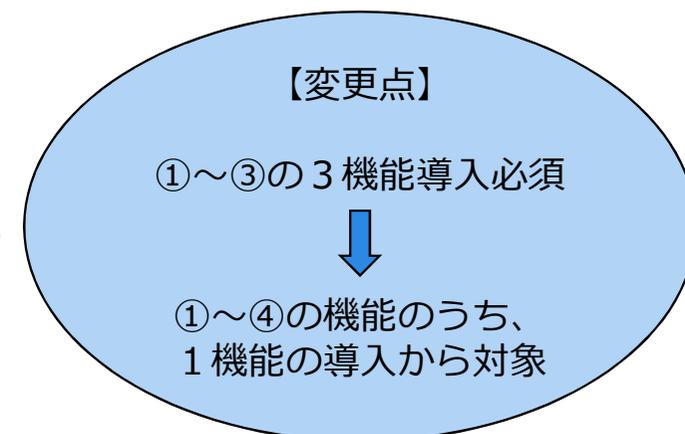
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
施設	交付申請書の提出									実績報告書提出	
		講習会の受講等→受講報告書提出※1									
川崎市	交付申請書の提出案内・講習会等の提示	受講報告書審査→受講証明書発行									
		交付審査・補助金支払								実績報告書の提出案内	実績報告書審査

・交付申請書の承認後に変更が生じ、かつ、交付額が増額となる場合は、変更交付申請書を提出
 ※1 講習会等の受講後は、速やかに受講報告書を保育第1課へ提出

1. 概要

認可保育所等においてICT化を推進することにより、業務負担の軽減を図るほか、働きやすい環境を整備するとともに、利用児童の保護者にとって必要な情報等を把握しやすくすることを目的として、次の①～④の機能のうち**1つ以上有する**電算システム等を新たに導入した場合に、国基準に従って、導入に要した費用の一部に対して補助する。

- ① 保育に関する計画・記録に関する機能
- ② 利用児童の登園及び降園の管理に関する機能
- ③ 保護者との連絡に関する機能
- ④ **キャッシュレス決済に関する機能**（令和6年度、新たに追加）



2. 事業実施期間

令和6年4月1日から**令和6年12月31日**まで

※実施期間中に支援システムの導入及び導入経費すべての支払いを完了し、運用開始をしていること

3. 補助要件

(1) 対象施設

令和6年4月1日時点で開設しており、かつ過去1度も当該補助金の交付を受けていない施設
ただし、過去に補助金の交付を受けている場合であっても、新たにキャッシュレス決済に関する機能を有するシステムを導入する場合には、当該システムを導入するために要する費用に限り対象となる。

また、システムを活用した安全管理の取組について、各施設で作成する安全計画に明記すること。

(2) 対象経費

- ① 支援システムを導入するために要した機器の購入費及びその消費税
- ② ソフトウェア等の購入費及びその消費税
- ③ 工事費及びその消費税
- ④ システム操作等研修費

※リース料、保守料、月額利用料、振込手数料、分割払い手数料、金利は対象経費に含まない

4. 補助上限額

導入する機能数およびシステムを使用するにあたり必要な端末購入等の有無により、補助額が決まる。

導入機能数	端末購入 無	端末購入 有
1機能	150,000	525,000
2機能	300,000	675,000
3機能	450,000	825,000
4機能	600,000	975,000

補助率（国：1/2、市区町村：1/4、事業者1/4）

5. 申請の手続きについて

(1) 提出書類

ア 補助金の交付申請

- (ア) ICT化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (イ) ICT化推進事業補助金実施計画書（第2号様式）
- (ウ) 支援システム導入から運用開始までの工程が確認できるもの（導入工程表等）
- (エ) 支援システム導入に係る費用が確認できるもの（見積書等）
- (オ) 支援システムの機能について確認できるもの（パンフレット等）

※システムの導入に当たっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。

イ 実績報告書

- (ア) ICT化推進事業補助金実績報告書（第5号様式）
- (イ) システム導入に要した費用の内訳がわかるもの（領収書等）
- (ウ) 搭載必須の機能を導入しているか確認できるもの（仕様書・契約書等）
- (エ) システム導入による効果等の報告書（子ども家庭庁指定様式）

(2) 提出方法

オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI） ※申請URLは申請案内と併せて案内

令和6年度 ICT化推進事業補助金について

資料3-8

6. 令和6年度 補助金交付までのスケジュール (予定)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書の提出		計画書	6月末頃✕ (予定)								
計画書承認通知			承認通知								
交付申請書兼実績報告書 効果等の報告書の提出					R7. 12. 31までに導入・支払いを完了・運用開始 ⇒交付申請書兼実績報告書等の提出				1月上旬頃✕ (予定)		
補助金交付									申請書等の審査 交付決定・支払		

 園から市への手続き
  市での処理

1. 施設整備借入金返済費助成について

(1) 概要

施設の整備にあたり、予め市の了解を得て整備した社会福祉法人等が運営する施設について、その整備借入金の返済分の一部を補助するもの

(2) 対象施設

88施設

※申請手続きや必要な書類等の詳細は対象施設にのみ、**6月中旬頃**案内を送付予定

2. 土地借地料助成金について

(1) 概要

国または私人から設置者自ら有償で土地の貸与を受けて運営する施設について、その借地料の一部を補助するもの

(2) 対象施設

24施設

※申請手続きや必要な書類等の詳細は対象施設にのみ、**5月中旬頃**案内を送付予定

3. 川崎市サテライト型小規模保育事業補助金について

(1) 概要

連携支援コーディネーターを専任で設置し、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う者と積極的に接続を行い、3歳児の児童の受け入れを重点的に行う事業を実施する施設について、必要経費の一部を補助するもの

(2) 対象施設

1 3施設

※申請手続きや必要な書類等の詳細は対象施設にのみ、**7月上旬頃**案内を送付予定